

讃岐阿波沿岸
海岸保全基本計画

平成26年3月

香川 県
徳島 県

目 次

序論 海岸保全基本計画策定にあたって

1. 讃岐阿波沿岸の概要	序-1
2. 讃岐阿波沿岸の区域	序-2
3. 讃岐阿波沿岸における海岸保全基本計画の策定手法	序-3
3-1. 讃岐阿波沿岸における計画策定方針	序-3
3-2. 讃岐阿波沿岸における計画策定フロー	序-4
4. 讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念	序-5

第1編 讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画（香川県域）

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況	1-1
1-1. 海岸の概要	1-1
1-2. 自然特性の現況	1-3
1-3. 社会特性の現況	1-7
1-4. 海岸保全の現況	1-10
1-5. 利用特性の現況	1-12
1-6. 市町アンケート	1-15
2. 讃岐阿波沿岸の長期的な在り方	1-17
2-1. 讃岐阿波沿岸の長期的な課題	1-17
2-2. 讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念	1-18
2-3. 讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本方針	1-18
3. 海岸の防護、環境、利用に関する事項	1-19
3-1. 海岸の防護の目標	1-19
3-2. 防護に関する施策	1-21
3-3. 環境に関する施策	1-22
3-4. 利用に関する施策	1-23
4. ゾーン区分及びゾーン毎の方向性	1-24
4-1. ゾーン区分の検討	1-24
4-2. ゾーン毎の方向性	1-29

第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1. 海岸保全施設を整備しようとする区域	1-32
2. 海岸保全施設の種類・規模・配置等	1-53

第3章 海岸の管理に関する事項

1. 日常的な管理に関する事項	1-78
2. 環境問題への対応	1-79
3. 啓発活動	1-79

第4章 海岸保全基本計画の実施にあたって

- 1. 計画実施時に配慮すべき事項 ----- 1-80
- 2. 組織体制及び事務分掌 ----- 1-82

第2編 讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画（徳島県域）

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

- 1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項 ----- 2-1
 - 1-1. 海岸の現況 ----- 2-1
 - 1-2. 海岸事業の経緯 ----- 2-11
 - 1-3. 現況課題 ----- 2-12
- 2. 海岸の防護に関する事項 ----- 2-13
- 3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項 ----- 2-17
- 4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項 ----- 2-17
- 5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針 ----- 2-18

第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項

- 1. 海岸保全施設を整備しようとする区域（整備対象海岸） ----- 2-20
 - 1-1. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の考え方 ----- 2-20
 - 1-2. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の評価 ----- 2-28
- 2. 海岸保全施設の整備の方向性と計画概要 ----- 2-31

序論 海岸保全基本計画策定にあたって

1. 讃岐阿波沿岸の概要

讃岐阿波沿岸は、香川県三豊市荘内半島の三崎から、鳴門海峡で知られる徳島県鳴門市の孫崎に連なる四国北東部の瀬戸内海に面した沿岸で、本州と四国地域を繋ぐ瀬戸大橋と大鳴門橋が架かる四国の玄関口に位置づけられる。

沿岸のほぼ全域が、瀬戸内海国立公園に指定され、穏やかな海と小豆島や塩飽諸島など多くの島による風光明媚な景観を形成するとともに、藻場や干潟、天然の砂浜が多く分布し、豊かな自然環境を有している。

沿岸東部では讃岐山脈が海岸線まで迫る中、鳴門市のウチノ海一帯では海峡特有の景観を形成している。また、中西部では讃岐平野が開け、屋島、五色台、飯野山といった溶岩台地や孤立丘が分布し、沿岸部でもなだらかな海岸線に岬や鼻といった小規模な突出部が点在する特徴的な海岸線を形成している。

良好な環境を有する海岸は、優れた観光資源として利用されるとともに、海岸の自然を活かした公園や遊歩道なども整備され、人々の憩いの場となっているが、こうした利用は、「津田の松原」に代表される東讃地区や瀬戸内海の一部の島の海岸に限られていることから、貴重な砂浜の保全を含め、新たなレクリエーション空間の創出や利便性の向上が求められている。

一方、当沿岸は瀬戸内海に位置するため、波浪などの外力は外海に比べ小さいが、低地が多く潮の干満も大きいことから、高潮被害の危険性が高い地域が見られ、第二室戸台風（昭和36年）や平成16年の台風16号では、多くの地域で浸水被害が発生していることから、高潮や波浪に対する安全性の確保が重要である。

また、平成26年1月には、地震調査研究推進本部から当沿岸に最も影響を及ぼす南海トラフを震源とするマグニチュード8~9クラスの地震発生確率が「今後30年以内で70%程度」と公表されるなど、地震・津波に対する十分な警戒が必要である。

このように、讃岐阿波沿岸は、風光明媚な海岸景観の保全と新たなレクリエーション空間の創出及び利便性の向上に配慮した防災対策が必要な地域である。



瀬戸中央自動車道



小豆島



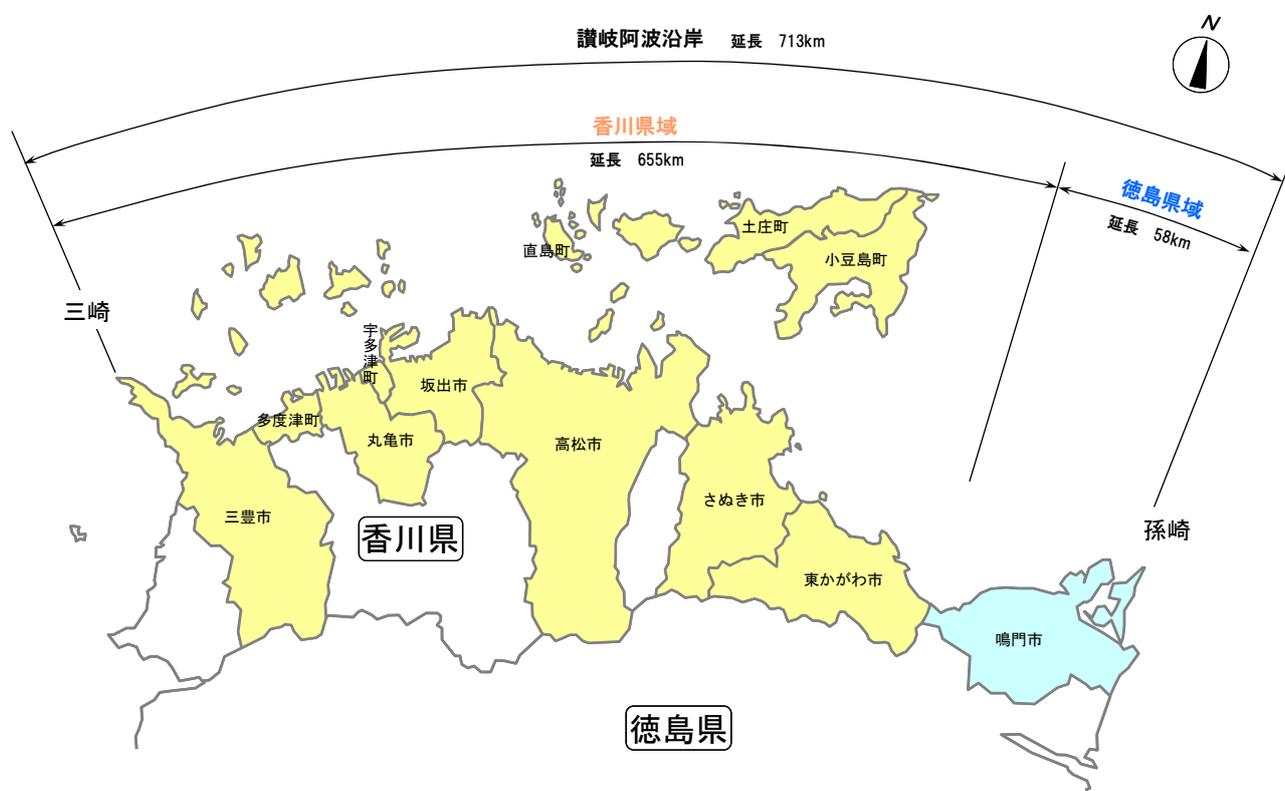
津田の松原



ウチノ海

2. 讃岐阿波沿岸の区域

讃岐阿波沿岸の区域は下記のとおりで、香川県と徳島県にまたがる7市5町である。



香川県 : 東かがわ市、さぬき市、高松市、坂出市、宇多津町、丸亀市、
多度津町、三豊市、小豆島町、土庄町、直島町

徳島県 : 鳴門市

3. 讃岐阿波沿岸における海岸保全基本計画の策定手法

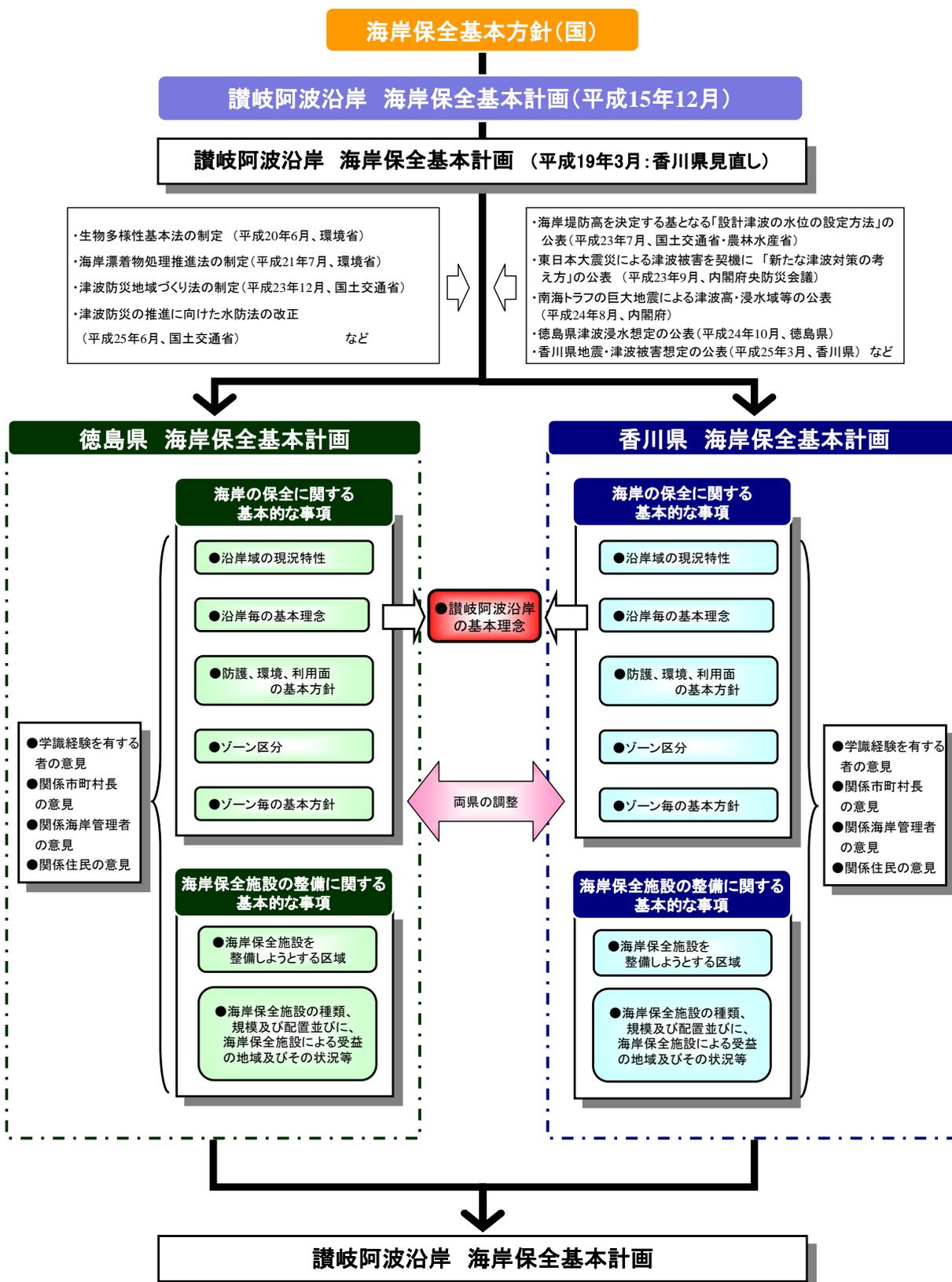
3-1. 讃岐阿波沿岸における計画策定方針

- 「海岸保全基本計画」は、両県の考え方を尊重し策定する。
- 両県共通の「讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念」を掲げ、この基本理念の基に各県毎に基本計画を策定する。
- 「本基本計画」の内容としては、改正海岸法に定められている事項とするが、地域（ゾーン）毎の目指すべき方向性・海岸保全への取り組み方針についても定めるものとする。
- 「本基本計画」では、海岸法に従い、計画の対象範囲を以下のように定めるが、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸についても対象範囲に含むこととする。
 - 海岸保全施設の整備に関する事項：「要保全海岸区域」
 - その他、海岸の管理に関する事項：「要保全海岸区域」及び「一般公共海岸区域」
- 「本基本計画」は、住民・各種団体・行政が一体となって「美しく、安全で、いきいきした海岸」づくりを進めていくための指針となるもので、計画策定後、各沿岸・各地域・各海岸毎に地元住民・関係市町・県等が協力し、目指すべき方向に向け、取り組みを推進していくものである。
- 海岸事業*を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。従って、防護上の機能を満足していたり、優れた自然環境を有し、かつ背後地の重要度が極めて低いことなどの理由により手を加えない海岸、維持補修や周辺に与える影響が少ない小規模な施設整備等に対応できる海岸については、「整備対象海岸」として位置づけない。

※海岸事業：高潮対策事業、侵食対策事業、海岸耐震対策緊急事業、海岸堤防等老朽化対策緊急事業、海岸環境整備事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業 等
- 抽出した「整備対象海岸」毎に整備計画を策定するが、この計画は、今後の事業を実施していく上で行う詳細検討（調査・計画・設計）における整備の方向性を示すものとする。具体的な施設規模、構造及び工法等については、利用者ニーズや環境に関する考え方及び技術等の変化に柔軟に対応するため、詳細設計段階で検討し、地元説明会等を経て決定していくこととする。
- 「本基本計画」の対象期間は、今後20年から30年間とする。

なお、自然的・社会的状況の変化などにより、必要に応じて見直しを行うものとする。

3-2. 讃岐阿波沿岸における計画策定フロー



計画策定フロー

4. 讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念

香川県と徳島県では、「讃岐から阿波の豊かな自然と共生し、にぎわいがあり、安全で親しみのある海岸の創出」を両県共有の「讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、これに基づき各県域での海岸保全を実施する。

讃岐から阿波の豊かな自然と共生し、 にぎわいがあり 安全で親しみのある海岸の創出

【 安全で快適な海岸づくりと南海トラフ地震に備えた防災対策の推進 】

台風等の高潮や波浪、津波から海岸背後を守る越波対策や侵食をうけつつある砂浜の保全・回復など、必要な防護機能の確保を最優先に考え、安全な海岸づくりを目指す。

施設整備にあたっては、優れた消波機能をもつ砂浜や松林等の海浜植生の保全に努めるなど、景観や利便性にも配慮し、快適な海岸づくりに努める。

また、南海トラフ地震による津波に対しては、「事前防災・減災」の考え方にに基づき防護施設の整備を行う。

さらに、持続的に安全を確保するため、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理を徹底する。

【 瀬戸内海の豊かな自然環境の保全と暮らしとの共生 】

穏やかな海と小豆島や塩飽諸島しわくなど多くの島による風光明媚な景観を形成するとともに、藻場、干潟及び天然の砂浜など、豊かな自然環境を有している讃岐阿波の海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、適切な保全に努める。

また、施設の整備を行う場合においても、自然の生態系を守りつつ、海辺の生活環境、漁場環境の保全と改善を進め、自然と人々の暮らしが共生する海辺空間を創出する。

【 自然とのふれあいによる親しみのある海岸の創出 】

瀬戸内海の多島美や歴史的資源等を活用した地域振興や観光振興に配慮するとともに、地域と連携した取り組みにより、高齢者や障がい者を含めた誰もが日常生活の中で海辺に近づき、自然にふれあうことができるよう、親しみのある海岸づくりを目指す。

また、これらの取り組みが、次世代に向けた新たな交流と地域文化の継承・発展に寄与していくことを目指す。